

令和5年4月1日から ゆうあい福祉公社に

ヤングケアラー・コーディネーター を配置しました！！



～ヤングケアラーを早期に発見し、必要に応じて適切な相談窓口や支援サービスにつなげます～

ヤングケアラー・コーディネーターは、ヤングケアラーと思われる子どもを発見した際のご相談をお受けし、必要に応じてそのご家庭に適切な相談窓口や支援サービスを紹介し、利用のための調整を行います。

子どもたちの生活の様子やちょっとした会話、地域活動を通じて「**もしかしたらあの子はヤングケアラーかもしれない**」と感じたときには、以下の機関にご相談ください。

ヤングケアラー支援窓口



公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

《相談時間》 9：00～17：00

土曜日、日曜日、祝日、
年始年末はお休みです

《電話》 042-481-7711

《メール》 yc-jusan@chofu-yu-ai.or.jp

《住所》 調布市国領町3-8-1



《ヤングケアラー支援について》

調布市
HP

市トップページ⇒「暮らし・手続き」⇒「各種相談」⇒子育て相談



ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に行っていることをいいます。

18歳以上の若者ケアラーについても、切れ目ない支援が必要です。

ヤングケアラーとは例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ガンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出所：厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

家族の見守りやお世話、家事、介護をされていて、悩んでいませんか？

学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合には、少し注意が必要です。

自分のことやおうちのことを誰かに話すのは、とても勇気がいると思います。

でも、あなたの話を聞いて、一緒に考えてくれる人がいます。

まずは信頼できる相手に相談してみませんか？



ヤングケアラーご本人からの相談窓口

調布市子ども家庭支援センターすこやか

《相談時間》 9:00～17:00

第3土曜日とその翌日、12月29日から翌1月4日の期間はお休みです

《電話》 042-481-7731 (相談専用)
0120-087-358 (フリーダイヤル)

《メール》 sukosou@city.chofu.lg.jp

《住所》 調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階

こどもから相談を受けた学校の先生等からの
ご相談もお受けしています。

